Global Classrooms

グローバル・クラスルーム報告書



第 14 回全日本高校模擬国連大会 2020 年 11 月



グローバル・クラスルーム日本委員会 Japan Committee for Global Classrooms



公益財団法人 ユネスコ・アジア文化センター

【主催】

グローバル・クラスルーム日本委員会 公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター

【後援】

外務省 文部科学省 国際連合広報センター

【協賛】

アンリツ株式会社

株式会社内田洋行





内田洋汀

株式会社エヌエフ回路設計ブロック



キッコーマン株式会社



学校法人河合塾海外大進学プログラム AGOS×K



株式会社公文教育研究会



GC&T (株式会社公文教育研究会)

株式会社講談社



おもしろくて、ためになる

ゴールドマン・サックス

株式会社 JTB





学校法人駿河台学園

学校法人高宮学園 代々木ゼミナール





一般財団法人凸版印刷三幸会

トヨタ自動車株式会社

TOPPAN SANKOKAI



株式会社ナガセ

株式会社日能研





株式会社ニチレイ

ブリタニカ・ジャパン株式会社



Britannica Digital Learning

Global Learning Center (ベネッセコーポレーション)

海外トップ大進学塾 Route H (ベネッセコーポレーション)





お茶の水ゼミナール (ベネッセコーポレーション)

三菱商事株式会社

Benesse お茶の水ゼミナール 海外大併願コース



【協力】

日本航空株式会社

みらいぶ





【助成】

公益財団法人公文国際奨学財団

目次

目次	5
はじめに	
グローバル・クラスルーム日本委員会	
大会概要	
大会日程	9
選考課題講評	10
会議報告	18
担当国一覧	34
特別講演	36
ユネスコ・アジア文化センター (ACCU) からのメッセージ	37
グローバル・クラスルーム日本委員会	38
関連リンク	39



はじめに

この度、第 14 回全日本高校模擬国連大会の報告書を皆様にお届けできる運びとなりました。2020 年 11 月 14 日・15 日に開催した本大会は、多くの皆様に支えられ、盛会のうちに幕を閉じることができました。グローバル・クラスルーム日本委員会を代表して、参加者並びにご支援・ご協力を賜りました皆様に厚く御礼申し上げます。

グローバル・クラスルーム日本委員会は、「豊かな国際感覚と社会性を有し、未来の国際社会に指導的立場から貢献できる人材の育成と輩出」を目指し、日本における全国規模の高校模擬国連の大会を開催しています。今年で14回目を迎える本大会への応募チーム数は年々増加傾向にあり、高校模擬国連活動への社会的な関心の高まりを感じております。グローバル・クラスルーム日本委員会は、今後も模擬国連活動のさらなる普及と発展によってより多くの高校生に価値のある経験を提供し続ける所存です。

本大会は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、初めてオンライン開催いたしました。参加者は自宅や学校等から参加し、高校模擬国連初の公式オンライン大会となりました。オンライン開催という決断は、賛否両論ある決定でした。私たちも、オンラインでは得られない学びや経験はあると思っておりますし、最後まで対面開催の可能性を模索しておりました。しかし、私たちは人命を最優先し、一校でも多くの学校が参加できるようオンラインでの開催を決断いたしました。日常生活も安定しないような世の中で、高校生のみなさまが目標として掲げる全国大会を開催できたことを誇らしく思っております。異例の大会となりましたが、参加者にとってこの大会が忘れられないものとなったならば、大会を企画運営してきたものの一人としてこれ以上の喜びはありません。

本報告書が、日本における模擬国連活動のさらなる普及と発展の一助になることを願っております。今後ともグローバル・クラスルーム日本委員会の活動にご協力いただければ幸いです。

最後に改めまして、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るうなか、参加を決断してくださった参加者の皆様、応募書類を提出してくださった皆様、参加者を支援してくださった学校関係者・保護者の皆様をはじめとする本大会に温かいご支援・ご協力をくださいました全ての皆様に、心より御礼申し上げます。



グローバル・クラスルーム日本委員会 理事長 小寺圭吾

グローバル・クラスルーム日本委員会

グローバル・クラスルーム日本委員会は、高校模擬国連活動の普及と発展を目指し、 全日本大会の開催及び国際大会への派遣支援活動を行う団体です。私たちは、『国際連 合及び国際関係に関する研究と国際問題の正確な理解又その解決策の探求を促進すると ともに、豊かな国際感覚と社会性を有し未来の国際社会に指導的立場から大いに貢献で きる人材を育成し輩出する。』という理念に基づいてこれらの活動を行なっています。

2007 年、グローバル・クラスルーム日本委員会が日本で初めて高校模擬国連国際大会への日本代表団の派遣支援を行ったことから、日本の高校模擬国連活動が本格的にスタートしました。それ以降、全日本高校模擬国連大会を毎年開催し、優秀な成果を残した生徒の高校模擬国連国際大会への派遣支援を続けています。

なお、2012 年より公益財団法人ユネスコ・アジア文化センターと事業を共催しております。



大会概要

【大会名称】

第14回全日本高校模擬国連大会

(英語名: The 14th All Japan High School Model UN Conference)

【開催期間】

2020年11月14日(土)、15日(日)

【募集期間】

2020年9月1日(火)~9月7日(月)

【応募数】

140 校 219 チーム

【設定会議】

議 場: United Nations General Assembly 75th Session

Special Political and Decolonization Committee (4th Committee)

議 題:Uses of outer space

使用言語: (公式/非公式/文書)英/日/英

【会場】

オンライン (Zoom)

【会議参加数】

54 校 54 チーム

※ 本年度に限り、オンライン形式で会議を実施するに際しての運営の円滑化を考慮し、 参加総人数を例年と比べ縮減するため、書類審査の合格は1校につき1チームまで出 すことといたしました。なお応募の段階では、1校につき2チームまで認めました。

【参加費】

1 チーム 1 万円

※2020年12月末までに、COVID-19パンデミックに伴う外務省からの渡航中止勧告がすべて解除され、かつ世界保健機関(WHO)を含む関連機関による「安全である」との宣言がなされなかったため、優秀者特典としてのNY派遣の実施を取り止めています。

大会日程

今年度も2つの議場(会議 A、会議 B)での開催となりました。両議場とも同じスケジュールで開催いたしました。

《会議参加者用スケジュール》

11月14日(土)			11月15日(日)
9:45	集合	9:45	集合
10:00	開会式	10:00	
10:45	会議細則の説明		
11:00	1st Session		3rd Session
12:00	昼食	12:00	昼食
13:00	2nd Session	13:00	4th Session
			Review
		17:15	閉会式
18:00	解散	18:00	解散

選考課題講評

グローバル・クラスルーム日本委員会 2020 年度 選考統括 吉野光陽 副選考統括 湯ノ口慧 研究主任 井原 渉

この度は、全日本高校模擬国連大会に多くの参加申し込みをいただき誠に有難うございました。本年度は延べ 219 チームにご応募いただきました。皆さんに提出いただきました書類課題につきましては、1 ヶ月弱の時間をかけ、10 名の選考員で審査いたしました。その結果を踏まえ、11 月に開かれます本大会に出場いただくチームを本日、この講評と共に発表させていただきました。

選考結果を受け、安堵するチームがある一方で、行き場のない悔しさを噛みしめるチームも少なくないことと思います。全てのチームにとって、この選考結果が大きな意味を持つものであることは想像に難くありません。しかし書類選考課題の作成・審査を統括した立場としては、この書類課題に取り組んだこと、それ自体が皆さんにとって価値ある経験であって欲しいと願っています。

本講評では、本年度の課題に込めた意図や評価ポイント、そして審査を踏まえた所感をお伝えさせていただきます。少し長くなっていますが、結果の如何に関わらず最後まで目を通していただき、次の成長の種を1つでも見つけていだければ幸いです。

【書類課題作成の方針】

本年度は例年以上に、"<u>模擬国連大会に出場するための選考</u>"ということを意識して書類課題を作成しました。書類・文面という制約のある中でも可能な限り、「模擬国連の活動に関連するような能力」を測ることで、本大会において全国大会に相応しいハイレベルな議論が展開されることを狙いました。そこで、本大会に出場するにあたって備えておいていただきたい能力を抽出し、それらを測るための4つの設問を用意しました。

また本年度は問題で扱うトピックを 1 つに絞らず、設問毎に異なるトピックを設定しました。様々な能力を評価するためという理由もありますが、国際問題に早期から関心を寄せる皆さんにより幅広い国際問題について考えて欲しいという思いから、全く異なる 4 つのトピックを設定しました。温室効果ガスの問題など広く周知されたものに対しても、新たな気付きや発見が得られるような問題設定に工夫しました。

例年に比べて少しボリュームのある書類課題と感じた方もいたかもしれませんが、答案作成を通じて、少しでも自身の興味の広がりや知識の深化を感じていただけたら幸いです。

【問1】

参考論文¹を読み、「4. ソーシャルメディアがもたらした 2 つの革命的変化」において挙げられている、「動員の革命」と「透明性革命」とはいかなる変化であり、それぞれどのような問題があると指摘されているか、筆者の見解をまとめなさい。(300 字以内)

○出題の意図

第 1 問では、「資料読み取り能力」と端的に要点を説明する「作文力」を測ることを 目的としました。

模擬国連においては、そのリサーチにおいて様々な文献を探索する必要があります。 多くの文献は内容が平易なものではなく、理解に苦労することも少なくありません。しかしながら、幅広い文献にあたりそれらを正確に理解しておくことは、会議の議論における優位性を大きく左右します。そこで本設問では比較的内容の難しい学術論文を基に、 筆者の考えを読み取るという問題を設定しました。

また 300 文字と文字数を抑えることによって、限られた文字数の中で真に重要なポイントを正確に伝えることができるのか、という点を見させていただきました。要点を簡潔に伝えるということは、議論する上で大切なことです。そこで議論中のコミュニケーション力を、300 文字の中での作文力を通じて評価することにしました。

○主な評価ポイント²

- ✓ 「動員の革命」「透明性革命」の2つについて、それぞれの「変化」を説明することができているか
- ✓ 筆者の考える 2 つの革命の問題点を正しく理解した上で、本質的な問題について 言及することができているか
- ✔ 日本語として、読み手に正しく伝わる文章になっているか

○講評

第 1 間は国語の現代文に近い問題であり、多くのチームが一定の得点を獲得することができていました。差がついたポイントとしては、2 つの革命が抱える問題点の説明でした。参考論文において筆者がどこで問題点について言及しているのか、という点についてはおそらく容易に見つけることができたと思います。ここで重要なのは、問題の核心をしっかりと捉えられていたかという点です。例えば、「動員の革命」の問題点について「政治的責任を伴わないまま、気まぐれに現れたり消えたりすること」としている

¹ 山本達也(2016). 「インターネット時代における情報と国際政治をめぐる諸課題 〜国家安全保障と民主主義的価値をめぐるジレンマ〜」. 『清泉女子大学キリスト教文化研究所年報』. *24*, pp.229~246

² 主な評価ポイントであり、全てを網羅するものではありません。(以下の問も同様)

回答が複数見られました。確かにこれは問題点の一要素ですが、これだけで問題点を語るには不十分であると言えます。より本質的な問題に迫る必要がありました。それは本当に「問題」なのか、と疑う目を持つことは非常に重要です。模擬国連の会議においても、他国の問題提起・反論が本質的なものなのかという視点で捉え直してみると、そこに議論の余地があることは珍しくありません。これは模擬国連に限らず、社会でもしばしば見られる光景だと思います。世間で問題だと騒がれていることを俯瞰して、「誰にとって、どのように問題なのか」と冷静に分析してみると本質的な問題点が別にあることに気づくことができるかもしれません。

【問 2】

上記の二カ国の常任理事国の議席拡大に対する主張を踏まえ、日本大使・カナダ大使のいずれかの立場を選び、他方の主張に対して論理的に反論を行いなさい。ただし、反論は上記の主張要点の内容以外について言及してはならない。(400字以内)

○出題の意図

第 2 問では、与えられた資料に反論をすると言う形で「批判的観点から資料を読み解く力」と的確な反論を組み立てることで「論理的に主張できる力」を測ることを目的としていました。

模擬国連会議の最終成果として決議案作成を行うことは、会議における一つのゴールとして存在しています。決議案に記載されてある文言には意味があり、それは各国の思惑が明示的に反映されているものとも言えるでしょう。文章の持つ意味を正確に分析することは、各国の国益や合意を導く糸口を掴むことにつながります。今回の問題では、日本、カナダのそれぞれの公式発言を分析してもらうことで、文章の持つ意味を正確に把握する力を評価しました。

また会議において、相手の主張に対して論理的な反論を行うこと、また相手の主張の意図やポイントを正確に把握することは必要不可欠な能力です。他国との交渉において、相手の主張の穴をつくこと、あるいは相手の主張の要点を掴み、相手の要求を把握することで、自国にとって優位な形で会議を進めることができます。そこで相手の主張に対して反論を行うという実践的な形式で、論理的に主張をする力を測る問題を設定しました。

○主な評価ポイント

- ✔ 正確に反論すべきポイントを見極められているか
- ✓ 論理的飛躍のない適切な反論ができているか。

✓ 反論点を抽出し、それに対して反論を行うという形式をとれているか

○講評

第 2 問は公式発言から意図を読み取り反論するという難問であり、全体的に得点率も低く高得点の答案もかなり少なかったです。そのためミスが差を分けるのではなく、どれだけ基礎的な部分を落としていないかで差が生まれました。

まず反論すべきポイントを正確に掴むことが必要です。資料の公式発言や主張要点は様々な要素やテーマについて触れています。しかしこれらに対して闇雲に取り上げていくのではなく、どの部分について反論を行なっていくべきなのかを吟味する必要があります。

そしてその後に必要なのは資料の情報をもとに論理的な反論を行うことです。この問題で取り上げられているテーマは安保理改革であり、模擬国連を経験している人にとっては比較的馴染みのあるテーマであると思います。そのため前提知識を有している方も多かったと思いますが、ここで意識すべきなのは与えられた情報から反論をするという点です。答案の中で多かったのは、既存の知識をもとに、G4 や UfC などの国の立場から主張を行っているというものでした。しかし担当国の立場から主張を行うことと、相手の主張を受け止めてそれに対して反論をするということは、似て非なるものです。そのため今回の問題の趣旨を理解し、単なる知識の羅列ではなく、相手の主張をベースに作成された答案が高得点を獲得しています。相手の主張に対して単に自分の主張をぶつけることは、議論が噛み合わず平行線になる典型的な例です。これを今後、模擬国連やディスカッションをする機会に意識をすることで、議論の軌道修正や質の向上につながるはずです。

【問3】

- (1) 環境省が発表した「2018 年度温室効果ガス排出量(確報値)³」によると、2013 年度の排出量が 14 億 1000 万トンであったのに対し、2018 年度の排出量は 12 億 4000 万トンとなり、2018 年度までに 2013 年度比-12%の排出削減を達成している。この事実を踏まえ、環境省の「2018 年度温室効果ガス排出量(確報値)」に基づいて、2013 年度から 2018 年度までに CO₂ の排出削減に最も資した排出部門を特定し、それを特定した理由とその削減の背景を述べなさい。(300 字以内)
- (2) 日本の中間目標を踏まえると、残り 14% (2013 年度比)の削減を達成しなければならないことが分かる。この残り 14%を達成するために、日本は GHG 排出をどの

³ 環境省 (2020) 「温室効果ガス排出・吸収量算定結果『2018 年度(平成 30 年度)温室効果ガス排出量』」

ように改善しなければならないだろうか。2018年度における現状を踏まえ、14%の削減を実現する上で、あなたが最も改善されなければならないと考える CO_2 排出部門を一つ挙げ、理由を述べなさい。部門を選択する際には、その部門の内訳を分析し、改善の実現可能性も考慮すること。(600 字以内)

○出題意図

第 3 問では、資料(統計データ)を読み取った上での「分析力」とそれらに基づいた「課題特定能力」を測ることを目的としました。

問1でも資料を読み取る力を評価しましたが、問1との違いとしては、設問に答えるために各種のデータ・数値を解釈し、適切な示唆を見出す「分析」の工程が必要であったという点です。模擬国連のリサーチにおいては、自分が知りたい情報がピンポイントで見つかることはあまり多くありません。そのような場合においては、資料から間接的に示唆を導く、又は複数の資料から複合的に示唆を導くなど、独自の分析を行うことが大切です。そのような分析の有無やその深度が自国の政策の洗練さを向上させたり、議論における有効な裏付けになったりすることに繋がります。そのことを踏まえ、問3においてはGHG排出に関する定量データを用いて回答する問題を設定しました。

また(2)においては、資料の分析に加え、解決されなければならない課題(部門)の特定を行っていただきました。これは模擬国連における政策立案の能力の一部分を測ることを意図しました。政策立案においては、解決したい問題のボトルネックに的確にアプローチしていることが重要です。また、解決するべきボトルネックを特定するにあたっては、その解決の「インパクト(解決する意義はあるのか)」と「実現可能性(解決することが可能なのか)」を考慮していることが理想的です。前者に関しては大抵の場合において考慮することができていますが、後者がおざなりになっていることがあります。このような背景から、解決するべき課題の特定を適切に行うことができているかという点を評価する設問にしました。

○主な評価ポイント

- ✓ 設問が問いていることを正しく理解し、それに対して適切な回答ができているか
- ✓ データ・数値が表す意味を正しく解釈することができているか
- ✓ 改善のボトルネックを適切に見つけ出すことができているか
- ✓ 実現可能性を論理的に説明することができているか

○講評

(1)については他の設問に比較して多くのチームが高い評価を得ることが出来ていました。一方で(2)については、大きく差がついた設問となりました。差がついた要因として

は、設問の問うていることに答えていたか否かという、初歩的な部分であったと考察しています。

この設問が要求していたのは、あくまで「最も改善されなければならないと考える CO₂ 排出部門」を特定するということです。しかしながら多くの回答において、「具体 的にどのように改善するのか」という政策・施策が回答の主軸になっていました。それ は設問の問うところではありません。確かに、実現可能性を裏付けるにあたって具体的 施策に言及することは適切な論理展開であると言えます。しかし、それに 600 文字の大 半を割くことはあまり適切ではありません。この設問の回答においては、「残り 14%の 削減という前提条件を考慮した分析を行い、選択した部門の改善のボトルネックを特定 し、その実現可能性を示す」という大きく3つの要素が等しく重要でした。

ここからは私の推測になりますが、おそらくこの問題に取り組んだ誰もが、最初は問題文を適切に理解できていたのではないでしょうか。しかし、回答を作成するうちに実現可能性の話に注力してしまい、結果的に論の主軸が具体的な施策になってしまった。このようなパターンのチームも少なからず存在すると思います。これは会議にも通ずる部分があるのではないでしょうか。

議論は「発散」と「収束」を繰り返しながら展開するものと言われます。最初は明確だった論点が、議論を進行するうちに複雑化し一体どこに帰結すれば良いのか分からなくなるということは会議においてしばしば発生します。これは議論が一方的に発散してしまい、適切なタイミングで、適切な方向性に収束できていないことが原因と考えられます。議論は発散しがちなものであるからこそ、今どこに向かっているのかということを強く意識して議論を正しい方向に収束させていくことが肝要です。是非、今後模擬国連の会議に参加するときはそのようなポイントを意識して取り組んでみてください。

【問 4】

とある A 国の同盟(the alliance of country A) と B 国の同盟(the alliance of country B) が存在しており、両者は今にも戦争を起こしかねないほど緊張状態にあるとする。 A 国、B 国はともに軍事・経済両面において大国であるが、現状 A 国の同盟の方が B 国の同盟より強大な力を有しており優勢である。現在、第三国の C 国(country C)は A 国の同盟か B 国の同盟のどちらかに加わることを検討している。

この状況において、C国はどちらの同盟に加わるべきだろうか。C国が軍事的・経済的大国である場合と中小国である場合の2つについて、どちらの同盟に加わるのがより優れた判断であるか、その理由とともにそれぞれ述べよ。ただし、上述したこと以外の要因は考慮しないものとする。(各100語以内)

○出題の意図

第 4 問は、英語問題を設けることで「英語力(特にライティング)」を測ると同時に、 与えられた新規の情報に対する「論理的思考力」を見ることにも重点を置いた問題でし た。

まず模擬国連において、スピーチや決議文作成など、英語を使わなければならない局面がいくつかあります。そのため最低限度の英語力はどうしても必要です。この設問は皆さんの英作文能力を測ることを目的の一つに設定しました。

ただしこの設問は単純な英作文問題ではなく、思考力が試される問題でもありました。会議の間は常に思考をし続けることが求められます。交渉や文言作成は目まぐるしく変化し、自分の予測とは異なる事態が起きることも珍しくありません。不測の事態に対処することができず思うように動けなかった場合、会議で成果を挙げることは難しいでしょう。重要なのは新たな事態や状況に対して常に思考を巡らせ、最適な手段を模索し続けることです。本間ではおそらくほとんどの方が触れたことのないテーマを用いて、既存の知識ではなく自らの論理的思考力によって答えを導き出す力を評価させてもらいました。

○主な評価ポイント

- ✓ 正しいライティングスキルを身につけているか
- ✓ 与えられた情報に対して正確な分析ができているか。
- ✓ 100 語以内というかなり限られた制限の中で、端的かつ論理的な答案を作成できているか

○講評

第 4 問は国際政治理論をテーマとした難解な問題であり、点数の獲得は難しいと予測 していたのですが、健闘している答案が多かったように感じます。

まず英作文力についてですが、文法ミスや表現の誤りによる大幅減点がなされている 答案はほとんどなく、概ね問題はありませんでした。ただ難解な文法や語彙を用い過ぎ たために、時制のミスを引き起こしてしまうなどの減点が目立ちましたので、短くまと まった読みやすい答案を心がけると良いでしょう。

次に内容面についてです。まず同盟の選択肢をそもそも間違えている答案も散見されましたが、想定よりは少なく、比較的多くの答案が正しい答えにたどりついていたことは素晴らしいと思います。後の理由説明についても言えることですが、ある選択肢を選んだ場合にどのような事態が発生しうるかを想定し、思考を重ねることが、最適解を導く上で重要なプロセスになります。

そして理由説明についてです。答案の中に多かったのが、国際社会に平和をもたらすために重要な案を提示するという観点から理由説明を行うというものでした。もちろん結論から言うと、国際社会の安定という観点が答案作成のヒントとなるというのはその通りなのですが、ここで問われているのは C 国にとって利する選択とは何か、ということです。C 国にとって利する選択とは何かを突き詰めた結果、国際社会の安定へとつながる場合は問題に正確に回答していると言えます。しかし単に国際益を維持する観点から思考を巡らすことは、C 国の視点からではなく、第三者視点から問いに答えていることになり、大使としては不適当です。題意を正確に把握しそれに答えることは、今回の問題に限らず問いに答えるにあたっての基礎ですが見落としてしまいがちなポイントです。相手の要求からそれてないか常に気をつけることで、的外れな反応をしてしまうことを防ぐことができるでしょう。

【最後に:書類課題に取り組んだ高校生の皆さんへ】

以上をもって、書類選考課題に関する講評とさせていただきます。4 つの設問に込められた様々な意図とそこから我々がどのような能力を評価していたのかということ、ご理解いただけたでしょうか?高校生に対してレベルの高い内容を求め過ぎなのではないか思った方もいらっしゃるかもしれません。しかし、自分の実力を実感し、理想とのギャップを認識しているということは、自身の能力をさらに高めるための重要な一歩を既に踏み出している証だと思います。そこからさらに前進することができるか否かは、皆さんがそれぞれどのようにそのギャップを埋めるかという点にかかっています。

この模擬国連という活動を通して身につけられる多様な能力は、模擬国連という枠組みを外れても、非常に価値あるものであると思います。そうであるからこそ、この書類選考を通じて感じたギャップを埋められるよう努力を重ねて欲しいと思います。選考の結果に関わらず、そのチャンスは皆等しく有しています。この書類選考が少しでも多くの皆さんにとり、今後の成長の原点となれば幸いです。皆さんの今後の益々のご活躍を切に願っております。ありがとうございました。

選考に関する個別の問い合わせは一切お答えできませんので、ご了承ください。

第 14 回全日本高校模擬国連大会 会議監督 井原 渉 荒井 ひかり

会議報告

【議題設定】

宇宙という言葉は皆さんにとって決して馴染みが薄いものではないと思います。ほとんどの人は中学校の理科や高等学校の物理・地学の授業で宇宙について学習しているでしょう。しかし学問の対象としての宇宙について学ぶことはあっても、それが普段の生活に密接に関わっているということを意識する機会は少ないのではないでしょうか。BS放送、スマートフォンの地図アプリ、天気予報など私たちは人工衛星を利用したサービスを日常的に利用しています。このように探査や研究だけではない「利用」の場としての宇宙を今回の会議では扱います。

宇宙はどこの国の領域にも属さない空間です。そのため国際社会で宇宙を開発・利用する際のルールを決め、各国の宇宙政策を調整する必要があります。また宇宙で活動するためには特に高度な技術力と相応の経済力を必要とするため、それらを十分に持たない発展途上国が宇宙利用による恩恵を受けるには先進国からの援助が不可欠です。宇宙利用の持つこのような性質から各国の利害は多様であり、意見の対立も見られます。しかし人類が宇宙を利用してより豊かになるという、根本にある共通の目標を達成するためには、その対立を乗り越えなければなりません。大使の皆さんには宇宙利用が抱える課題を理解したうえで、対話による協調を目指してほしいと思います。

現在存在する宇宙利用に関する代表的な国際規範のほとんどは 40 年以上前に作成されたものです。しかしその時代から宇宙利用を取り巻く状況は大きく変わり、これらの規範では対応できない問題も出現しています。大使の皆さんはそのような既存の枠組みが抱える課題を踏まえて、現代の宇宙利用の実態に即した新たな国際制度の可能性を探ってください。

宇宙利用という新時代に向けて加速している開発を扱う議題に、皆さんが存分に力を 発揮して取り組むことを期待します。

【会議経過】

本会議では宇宙利用を議題として 2 日間話し合いを行いました。会議を円滑に進行すること、また議論の範囲を制限することを目的として以下の 2 つの論点が設定されていました。論点 1 は「すべての国の利益のための宇宙利用」と題され、先進国と途上国の間の利益調整や宇宙資源の利用方法について議論する内容でした。論点 2 は「持続可能な開発と宇宙」であり、宇宙利用技術を持続可能な開発のために利用する具体的政策や

スペースデブリ問題への対処について扱う論点として設定されました。それぞれの論点についての作業文書(Working Paper: WP)によって議論をまとめ、最終的な成果文書である決議(Resolution)の作成を目指しました。

本会議に先立ち、論点 1 についての各国の考え方を共有し、論点 1 の進め方を決定するための着席討議(Moderated Caucus: MC)を会議冒頭にとる旨の議長提案がなされました。

<会議 A>

会議 A では、まず議長提案である論点 1 に関する MC が決にかけられ、過半数の賛成で採択されました。計 2 回の MC で論点 1 に関する各国の意見が議場で共有され、その相違も明らかになりました。宇宙資源の利用という具体的課題について全体での議論を継続するために引き続き MC をとることを主張する大使もいましたが、その後の動議では非着席討議(Unmoderated Caucus: UC)が採択され、以後も主に UC によって議論が進行しました。

最初の UC ではどのようにグルーピングを形成するかについて、Zoom のメインルームで全体議論が行われていました。その後いくつかのグループに分かれて論点 1 の WP を作成し提出を目指しましたが、UC 冒頭のグルーピングに関する議論が長引いたこともあり時間内に提出された WP は 1 本のみでした。一方論点 2 の WP については、アジアの途上国、アフリカ・中南米の途上国、先進国といったグループに分かれて十分な時間の議論が重ねられ、計 4 本の WP が提出されました。

2 日目には主として UC がとられ、一部の論点についての継続的な議論やグループ間のコンバイン交渉が進められました。最終的に議場では 2 つの決議案(Draft Resolution)が作成されていましたが、そのうち 1 つの DR は提出締め切り時間に間に合わず、受理された DR は 1 本でした。この DR は決議にかけられ過半数の賛成で採択されました。

<会議 B>

1日目の冒頭に、会議の進め方についての議長提案が議場で受け入れられ、「論点1:すべての国の利益のための宇宙利用」についての考え方の共有と議論進行方法の話し合いが全体の場でなされました。各国が自国の意見を共有し、大きく分けて3つのスタンスの国々がいることが議場で確認されました。これに基づき、先進国グループと発展途上国グループ、中間国グループの3つに分かれ、グループごとに論点1の議論が深められました。しかし同じグループ内でも注力する論点が国によって多様であったため、優先順位をつけて議論することに難航し、WPを提出できなかったグループもありました。しかし続いて議論された「論点2:持続可能な開発と宇宙」では、グループごとに

目指す目標や持ち寄った政策について盛んに議論され、全てのグループから WP が提出 されました。

2日目は前日に提出された WP を基に、グループごとに昨日までの議論の深掘りや議論できていなかった「宇宙資源利用」や「スペースデブリの発生を抑える政策」について活発に議論がなされました。クラウドファンディングを用いた政策など、既成概念に捉われない独自の政策が多くみられ、実行主体などまで具体的に議論されました。しかしグループ内調整に時間を要し、コンセンサスに向けた交渉が十分にできず、DRが2本提出されました。スポンサー数の関係上、1本の DR が決議にかけられ、可決されました。

【決議要旨】

<会議 A>

議場 A では先進国を中心に作成された DR が提出され、投票の結果過半数の賛成で採択されました。

この決議は設定された幅広い論点を網羅し、多くの政策が盛り込まれたとても意欲的な成果文書でした。特徴的な政策としては、宇宙資源の利用についての国際的合意の設立を加盟国に要請したことが挙げられます。決議にはさらにこの国際合意に含まれるべき内容も列挙されており、先進的な政策であると評価できます。スペースデブリ問題については、各国の拠出によってスペースデブリ除去基金を設立することを規定しており、またその拠出金分担の基準や実際のスペースデブリ除去事業の実施方法についても言及するなど、こちらもよく練られた政策でした。

「すべての国の利益のための宇宙利用」を実現するために必要な先進国から途上国への援助については、キャパシティ・ビルディングの支援や技術者教育などいくつかの政策が挙げられていましたが、途上国が特に求める宇宙活動から得られる利益の直接配分についての一般的な言及はあまり見られませんでした。また宇宙資源については、採掘・所有する権利を認めることが前提となっており、国際的なレジームのもとで採掘を進めたいと考える国は納得できなかったかもしれません。以上で挙げたような理由からか、実際途上国を中心に決議へ反対票を投じる国が相次ぎました。過半数の賛成を得て決議が可決されたとはいえ、宇宙利用に関連する決議で重要なコンセンサスでの採択を達成できなかったことは、1つの課題として残りました。

<会議 B>

議場Bでは主に途上国を中心に作成されたDRが提出され、投票の結果過半数の賛成で採択されました。

この決議は特にスペースデブリ問題への対処について、新規デブリ発生の抑止と既存 デブリの除去という両面から具体的な政策を立案していることが特徴的でした。特にス ペースデブリ排出権を取引するクレジットシステムの設立という政策は、他分野にみら れる取り組みを宇宙利用に応用したものであり、画期的なアイディアといえます。また 既存スペースデブリの把握と除去のために、各国が提供する資金によって運営される新 しい国際システムを立ち上げるという政策も、実現すればスペースデブリ問題の解決に 資することでしょう。

スペースデブリ以外の論点についての具体的な政策はあまり見られませんでした。しかし一方で宇宙技術を持つ先進国に対して、途上国への支援や衛星データの提供を強く要請する内容がいくつか見られました。宇宙資源の利用についても、国際的なルール作りを加盟国に求める内容が盛り込まれています。こうした内容に特に強い利害を持つ一部の先進国には、この決議はやや急進的すぎるように映ったでしょう。実際の投票でも棄権した国が1か国、反対した国が1か国あり、コンセンサスでの採択はかないませんでした。ただしスペースデブリ問題の具体的な解決策や、「すべての国の利益のための宇宙利用」を前進させる政策を含む決議を賛成大多数で採択したこと、そしてそこに至るまでの交渉と議論の過程は評価に値すると思います。

【成果文書】

今会議では会議 A、会議 B で各 1 本の決議が採択されました。以下に会議 A で採択された決議を掲載いたします(掲載にあたり書式を一部変更している箇所があります)。

Model United Nations

MA/C.4/75/DR.1-B



Distr.: General December 2020

Original: English

Seventy-fifth session Fourth Committee

Uses of outer space

Sponsors: Belgium, Canada, China, Greece, <u>Japan</u>, Luxembourg, Republic of Korea, Russian Federation, United Arab Emirates, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland

The General Assembly,

Recalling its Treaty on principles governing the activities of States in the Exploration and Use of Outer Space, including the Moon and Other Celestial Bodies, and in particular its article I stating that the exploration and use of outer space, including the Moon and other celestial bodies, shall be carried out for the benefit and in the interests of all countries, irrespective of their degree of economic or scientific development, and shall be the province of mankind,

Recalling its resolution 51/122 of 13 December 1996 Declaration on International Cooperation in the Exploration and Use of Outer Space for the Benefit and in the Interest of All States, Taking into Particular Account the Needs of Developing Countries, which states in its fifth operative paragraph the goals that such international cooperation should aim at,

Underscoring the fact that the declaration does not exclude further consideration of novel forms and principles promoting such international cooperation, but rather encourages it,

Emphasizing the need for a coexistence for both rule of law and enabling environment for new participants in space activity,

Noting with satisfaction the benefits that peaceful uses of outer space has provided with, in various fields of welfare and development on earth,

Believing that such benefits shall be shared with all peoples as much as possible,

Having considered the various costly demands on developing States to initiate and enhance space use,

Noting with appreciation existing multi-national space agencies' practices on ensuring an enabling environment for all participants of different levels of scientific and economic development through mechanisms of optional participation and commitment,

Recalling further its resolution 41/65 of 3 December 1986 Principles Relating to Remote Sensing of the Earth from Outer Space, and in particular its Principle XI,

Convinced of the existence of information crucial for the sustainability of all humankind and its environment, a certain region, a particular state, or a particular people, other than that concerning natural disasters, and the need for a more cooperative environment ensuring such sustainability,

Convinced of the value and significance of international cooperation in space use for the benefit of all, and its need for a comprehensive international dialogue striving for novel and more effective forms and principles for international cooperation in space use, considering present circumstances,

Noting with satisfaction the benefits that past and present exploration and use of outer space has been providing with all countries, through irrespective of their degree of economic or scientific development,

Convinced of the significance and value of human exploration and exploitation of space resources as a gateway for humankind to go beyond current boundaries of sustainable human existence, providing unity across humankind through peaceful but challenging goals, insights into sustainable development on earth, and better knowledge of our surroundings in outer space;

Commending the work by the Hague International Space Resources Governance Working Group, and especially its adoption of its recent Building Blocks for the Development of an International Framework on Space Resource Activities, and its publishment of a Commentary to the Building Blocks,

Taking into account the fact that the extraction and use of resources in outer space have only recently started becoming a practicable activity, and that it is unpredictable in its nature, therefore demanding acquisition of experience and adaptive governance,

Recalling the Position Paper on Space Resource Mining of 20 December 2015, adopted by the International Institute of Space Law, concluding that there is an absence of a clear prohibition of the taking of resources in the Outer Space Treaty,

Emphasizing the value of pioneer space exploration programs setting precedents and making paths for ensuing programs that will develop upon such experience, and the importance of inclusiveness and openness of such pioneering programs toward new cooperating entities, especially those of developing States still in its infancy in pursuing space capabilities,

Recalling also article III of the Outer Space Treaty stating that States Parties to the Treaty shall carry on activities in the exploration and use of outer space, including the Moon and other celestial bodies, in accordance with international law,

Noting with appreciation Member States' providing of domestic legal frameworks working as authorization and supervision mechanisms to ensure consistency with the States' international obligations,

Believing that such ambitious domestic legislation and experience in its implementation provides an effective and reliable basis for forming an international legal framework on space resource activities,

Fully aware of the recent progressions in space technology and capabilities, making space resource activities much more feasible in the near future,

Fully aware also of the urgent need for legal certainty and predictability for anticipated participants to space resource activities in order to make way for further commitment toward research and development to achieve such activities,

Emphasizing that the successful implementation of adaptive governance in authorization and supervision of space resource activities requires the authorization to be invalid after a certain period of time,

Underlining the need for a globally agreed upon legal criteria on State legislations to maintain order of law in space resource activities, ultimately setting out a certain standard of conduct in space resource activities,

Emphasizing also that the successful implementation of adaptive governance requires a system of reviewal and revision both at the domestic level and the international level,

Affirming the importance of achieving the Sustainable Development Goals (SDGs) set out to be achieved by 2030,

Believing that a sustainable nature of space use and the contribution to sustainable development through space use will be for the benefit of all peoples irrespective of the degree of their economic or scientific development,

Believing also that all Member States must hold responsibility to promptly share specific crucial information for all States that are in urgent need,

Aware of the needs specific to developing States which do not yet have certain space capabilities which ensure commonplace services for developed States,

Believing also that such needs shall be met through the active engagement of States with robust Space capabilities in the sharing and providing of necessary information on reasonable terms,

Believing further that such developing states have the potential capability to contribute to sustainable space use and sustainable development through space use in the future, and that those potential capabilities must be realized through contributions in various forms of capacity-building measures by states with robust space capabilities,

Believing further that women, men and other genders must be treated equally,

Praising for the improvement in people's quality of life through full employment and decent work,

Believing that we need to raise awareness of the benefits of such space use to maintain a sustainable and peaceful use of space in the future,

Convinced of the need for a sustainable nature in the uses of outer space,

Recalling the Convention on Registration of Objects Launched into Outer Space,

Recognizing the need for countries to work together to understand the space situation in order to reduce space debris,

Recalling appreciation Inter-agency Space Debris Coordination Committee (IADC) Space Debris Mitigation Guidelines and Report of the Committee on the Peaceful Uses of Outer Space (COPUOS) A/62/20,

Recognizing that mitigating space debris emissions require robust technological and financial capabilities, therefore may be difficult for developing States which are yet to achieve such capabilities, to self-sufficiently follow such guidelines,

Recognizing that the sustainability of space with the removal of space debris will benefit all nations,

Recognizing that the removal of space debris requires a great deal of effort and cost,

Understanding the need for funding for the removal of space debris, taking into account the circumstances of each country,

Regretting that the anti-satellite weapon (ASAT) experiment, a deliberate act, has produced a large amount of space debris that is an obstacle to space exploration,

Regretting that the ASAT experiment will take place,

Recognizing that operators as well as the government have a critical role to play in space debris reduction and removal,

Recognizing the urgent need to further improve our technical capabilities in space debris removal, we have been working on the following projects,

Confirming that the principle of competition is necessary to improve space debris removal technology,

Recognizing that a responsible international framework is needed to ensure the removal of space debris,

- 1. Recommends all Member States to further consider and promote novel forms and principles of international cooperation in the exploration and use of outer space for the benefit and in the interest of all states, taking into particular account the needs of developing countries, especially, the utilization of present space infrastructure as a gateway into space exploration and use for developing countries;
- 2. *Calls upon* all Member States and intergovernmental organizations with established space programs and relevant experience to provide with other Member States and intergovernmental organizations capacity-building measures on the domestic and internal space activity legislation, on a mutually agreeable basis;
- 3. Agrees that Member States, especially developed states with robust space capabilities shall provide developing states which do not have such capabilities, with enabling circumstances to benefit from basic satellite services commonplace to developed states, contributing to national welfare and development;
- 4. Requests that Member States, especially developed states with robust space capabilities provide developing States which do not have such capabilities, considering the specific needs and requests of the developing States, a comprehensive form of international support including multiple methods such as educational and human resource development support, capacity building, and provision of related equipment and services, to enhance and foster such capabilities within the developing States, on a mutually agreeable basis;
- 5. *Recommends* all Member States to provide within their internationally coordinated space programs a mechanism of optional participation and commitment, in order to provide more open opportunities for new participants and participants with fewer space capabilities;
- 6. Agrees that Member States participating in remote sensing activities that have identified processed data and analyzed information in their possession that may be crucial for the sustainability of all humankind

and its environment, a certain region, a particular state, or a particular people, shall take responsible actions, by transmitting such data and information to States concerned as promptly as possible, and to execute such transmissions free of all immediate costs by the receiving end of such data and information;

- 7. *Calls upon* Member States to form a permanent international working group open to all Member States and other interested parties, on international cooperation in space use for the benefit of all, to accelerate dialogue and international commitment towards various aspects of further international cooperation in space use and the dissemination of benefits acquired through space use, through:
 - a) Identifying the needs held by developing States, through gathering of requests from developing States and comprehensive dialogue on the types of needs held by developing States;
 - b) Collecting information on current international cooperation and support practices in space use;
 - c) Identification and analyzation of best practices of such international cooperation and support;
 - d) Proposing a global standard of international cooperation and support practices and principles;
 - e) Recommendations towards specific States and participants to endorse such global standards;
 - f) Consideration of novel future mechanisms and principles of international cooperation in space use;
- 8. Affirms the significance and value of human exploration and exploitation of space resources which ushers a new era of human space exploration aiming at a sustained and ultimately self-sufficient human presence beyond Earth, which will contribute to humankind's understanding of our own surroundings, providing valuable insights into sustainable development on earth, and a stronger unity of all humankind through the sharing of challenging and peaceful goals, thus ultimately contributing to all humankind;
- 9. *Recognizes* the need to create an enabling environment for such space resource activities stated in the introduction of the Building Blocks adopted by the Hague Working Group;
- 10. *Emphasizes* the necessity of a global application of the principle of adaptive governance in coordination of space resource activities, by incrementally addressing novel space resource activities and relative initially unexpected issues that may emerge from such activities, at the appropriate time;
- 11. *Calls upon* all Member States which plan to take part in programs on activities related to sustainable human presence beyond Earth in the near future aim to do so in an inclusive fashion open to developing States, once sufficient experience has been obtained and is sharable;
- 12. Reiterates that space resource activities must be consistent with existing international law;
- 13. Endorses Member States' existing and future domestic legislations for ensuring the State's responsibility over national space resource activities, whether such activities are carried out by governmental agencies or non-governmental entities, and for ensuring that such activities are carried out in conformity with applicable law including the State's international obligations, notably the obligations under the Outer Space Treaty, through authorization and supervision mechanisms;

- 14. Calls upon all Member States which plan to take part in space resource activities to establish domestic frameworks of States that will function as an authorization and supervision mechanism over its national space resource activities, regardless of whether such activities are carried out by governmental agencies or not, in order to ensure its accordance with applicable law including the State's international obligations, notably the obligations under the Outer Space Treaty;
- 15. Agrees that rights to extraction and possession of space resources must be legitimized by the appropriate State holding responsibility for its activities under article VI of the Outer Space Treaty, which will set a legal and comprehensive framework of authorization and supervision, and that such authorization and supervision shall be carried out in accordance with an internationally agreed upon criteria;
- 16. Agrees that the authorization of such extraction and possession rights shall only be lasting as legitimate for a certain period of time, although additional authorization for another period can be made, which will be agreed upon internationally, in order to provide for the effective implementation of adaptive governance, especially in an event of emendation to the international criteria described above in operative paragraph 15 of this resolution;
- 17. *Calls upon* all interested Member States to reach an initial agreement on the international criteria that domestic authorization and supervision legal frameworks must be established upon, including but not limited to criteria related to the following:
 - a) The maximum length of a single term of State authorization on space resource rights to extraction and possession;
 - b) Prevention of disputes arising out of space resource activities;
 - c) Promoting and securing the orderly and safe utilization of space resources;
 - d) Ensuring the sustainability of space resource activities;
 - e) Provision of legal certainty and predictability for operators;
 - f) Ensuring of an enabling environment for commercial uses of space resources;
 - g) Taking into particular account the needs of developing countries;
 - h) Taking into particular account scientific and historical outer space heritage sites of extraordinary international scientific or historical value and the need for preservation of such sites;
 - i) Taking into particular account of extraterrestrial forms of life;
- 18. Calls upon all Members to establish a permanent working group reviewing and revising the legal framework of space resource activities set in this resolution both at an international and domestic level, which will:
 - a) Review domestic legislation by States, and their conformity with the established international criteria:
 - b) Review the internationally agreed upon criteria, and make amendments to the criteria if found

necessary, on the basis of adaptive governance;

- 19. Encourages all Member States to engage in space use that will contribute to the realization of the Sustainable Development Goals (SDGs), such as certain forms of remote sensing, space-based power generation, certain infrastructure development and space medicine;
- 20. Calls upon all parties to take considerable measures to ensure that the benefits derived from space do not become a privilege only for a certain sector of its citizens, but rather for nationwide well-being of its citizens;
- 21. Calls upon that all Member States hold the responsibility to promptly share crucial information free of all charges for the receiving end of the information, which suggest threats to the sustainability of a particular people, State, region or the globe or otherwise require utmost attention, obtained through remote sensing and other means from outer space once obtained, inter alia:
 - a) Information on climate change;
 - b) Information on natural disasters;
 - c) Information on other forms of serious threats to human life;
 - d) Information on threats to maritime security;
 - e) Information on threats to the space orbital environment for satellites;
- 22. Requests all Member States, especially States with robust space capabilities to actively share the following information obtained through satellite operations and other means from outer space with developing States which have not yet established the capacity to do so independently, on reasonable terms:
 - a) Information on the topographical status of the developing State and the surrounding region;
 - b) Information on the meteorological status of the developing State and the surrounding region;
 - c) Information on the agricultural status of the developing State and the surrounding region;
 - d) Information on commonplace space technology;
 - e) Satellite information infrastructure, including satellite communications, broadcasting, satellite navigation and positioning infrastructure;
- 23. Encourages every Member States to use AI and remote sensing technology, inter alia:
 - a) By the use of remote sensing technology, grasp the farmland distribution on poverty areas;
 - b) By the use of AI, specify the farmlands that should be damaged by drought;

- 24. *Encourages* all Member States, especially States with robust space capabilities, to assist developing States to achieve future self-sufficiency in the obtainment of such information described in operative paragraphs 21 and 22 of this resolution, by assisting developing countries in the development of space-related technologies and personnel, and by cooperating with developing States on space projects and space-related education;
- 25. Calls upon all parties to ensure that not only men, but also women and other gendered persons are equally treated in qualification, education and promotion to become astronauts, engineers and other space-related personnel;
- 26. *Requests* all Member States to take necessary measures to provide for full employment and decent work in all industries involved in space activities and space industries;
- 27. *Calls upon* all Member States to promote public awareness, through education and other means, of the benefits of space exploration and space use, for the sustainable development of all humankind;
- 28. Requests Member States to promote and support research and development of sustainable space technologies, processes, services, and other initiatives, including debris reduction and removal technologies, for the sustainable use of space, including celestial bodies;
- 29. *Encourages* Member States to develop and adopt procedures to promote the collection and effective dissemination of information to enhance the long-term sustainability of space activities;
- 30. *Encourages* Member States to provide registration information as soon as possible to assist in the identification of space objects;
- 31. Requests Member States to collect, share, and disseminate space debris monitoring information;
- 32. *Requests* all Member States to aim to meet the IADC/COPUOS space debris mitigation guidelines when creating space objects in order to mitigate possible space debris emission from that space object;
- 33. *Requests* all Member States, especially States with robust space capabilities, to provide an enabling environment to conduct space debris reduction which require robust scientific and financial capabilities, especially for developing States, by providing capacity building and related technological support;
- 34. *Decides* that active debris removal will be conducted by the combined efforts and contributions of all Member States, in the forms of:
 - a) Monetary contributions by individual Member States funding active debris removal operations conducted in the manner below described in operative subparagraph 34 b), which will be determined through, the utmost emphasized consideration on the factors described in operative subparagraph i of this subparagraph, and the modest and equally valued considerations of the following factors:
 - i) The status of space debris emissions from now on made by the State through the intentional destruction of objects in orbit including anti-satellite experimentation;
 - ii) The status of space debris emissions made by the State through other means;

- iii) The economic capability of the State;
- iv) The status of space use of and within the State, including the use of services from satellites which are not operated by the State;
- v) The status of compliance with IADC Space Debris Mitigation Guidelines and Report of the Committee on the Peaceful Uses of Outer Space A/62/20;
- vi) The status of public awareness on the issue of space debris in each country;
- b) Active debris removal operations which will be conducted in the following manner:
 - i) Determination of target debris through international decision-making processes, including both projects suggested by the international community as well as individual States;
 - ii) Determination of the operating body of the active debris removal operation through international decision-making processes including requests by the potential operating body;
 - iii)Determination of the payment made to the operating body determined as in operative subparagraph 34 b) ii), which conducts the active debris removal operation, through international decision-making processes involving the operating body;
 - iv) The active debris removal operation by the operating body and necessary transactions;
- 35. *Calls upon* all Member States to form an inter-governmental body aiming at worldwide participation which will operate the implementation of space debris removal in the manner described in paragraph 34 of this resolution;
- 36. *Requests* the Committee on Peaceful Uses of Outer Space and the Office for Outer Space Affairs to provide comprehensive support in the inter-governmental body described in paragraph 35 of this resolution;
- 37. *Requests* the inter-governmental body described in paragraph 35 of this resolution to submit regular reports to the Secretary General to ensure transparency within the body and its operations.

【投票結果】

会議A				会議 B			
	決議番号	DR1			決議番号	DR1	
1	Algeria	у		1	Algeria	у	
2	Argentina	a		2	Argentina	у	
3	Bangladesh	у		3	Bangladesh	у	
4	Belgium	у		4	Belgium	у	
5	Botswana	у		5	Botswana	у	
6	Brazil	n		6	Brazil	у	
7	Canada	у		7	Canada	у	
8	Chile	n		8	Chile	у	
9	China	y		9	China	у	
10	France	n		10	France	当日欠席	
11	Germany	n		11	Germany	у	
12	Greece	у		12	Greece	y	
13	India	n		13	India	у	
14	Indonesia	у		14	Indonesia	у	
15	Iran	n		15	Iran	у	
16	Japan	y		16	Japan	y	
17	Kenya	n		17	Kenya	у	
18	Luxembourg	у		18	Luxembourg	a	
19	Mexico	у		19	Mexico	у	
20	Nigeria	a		20	Nigeria	у	
21	Republic of Korea	у		21	Republic of Korea	у	
22	Russian Federation	у		22	Russian Federation	у	
23	South Africa	n		23	South Africa	у	
24	Thailand	a		24	Thailand	у	
25	United Arab Emirates	у		25	United Arab Emirates	у	
26	United Kingdom	y		26	United Kingdom	у	
27	United States	n		27	United States	n	
	決議番号		DR1		決議番号		DR1
総計国数	賛成	Y	15		賛成	Y	24
	反対	N	9	松計団粉	反対	N	1
	棄権	A	3	総計国数	棄権	A	1
	計		27		計		26
	結果				結果		PASS

【受賞校一覧】

最優秀賞

会議 A: Japan 大使 灘高等学校(兵庫)

会議 B: Nigeria 大使 渋谷教育学園渋谷高等学校(東京)

優秀賞

会議 A: Chile 大使 開智高等学校(埼玉)

Germany 大使 駒場東邦高等学校(東京)

会議 B: Republic of Korea 大使 大妻高等学校(東京)

Luxembourg 大使 桐蔭学園中等教育学校(神奈川)

地域特別賞

会議 A: Iran 大使 高水高等学校(山口)

会議 B: Chile 大使 宮城県仙台二華高等学校(宮城)

ベストポジションペーパー賞

会議 A: Indonesia 大使 聖心女子学院高等科(東京)

会議 B: Germany 大使 大阪府立天王寺高等学校(大阪)

【地域特別賞について】

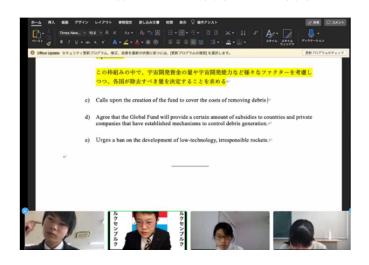
2007年の第1回大会では28チームであった全日本高校模擬国連大会への応募数は、量・質ともに年々拡大し、今大会の選考対象チーム数は219チームになりました。同時に、高校模擬国連活動の本格的な浸透は首都圏をはじめとする一部地域に限定されている現状を認識しております。

そこで、「国際理解のための学習方法として模擬国連活動を広く普及及び発展させる」という理念のもと、派遣支援事業においても多様な地域から機会を創出し今後模擬国連活動が全国的に根付くことを目指して、共催団体である公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター(ACCU)と協議し、第 12 回大会(2018 年)より 3 年間にわたり「地域特別賞」(※1)を設けることといたしました。

つきましては、過去に弊団体を通して国際大会に派遣された高校のない都道府県に所在する高校のうち選考員が選出した各会議最大 1 チーム(計最大 2 チーム)に対し特別賞として翌年度 5 月にニューヨークで開催される高校模擬国連国際大会への参加資格を授与し、最優秀賞・優秀賞受賞チームと共に派遣いたします(航空費・宿泊費全額支給)(※2)。

第 14 回大会(2020 年) における「地域特別賞」選考対象都道府県は次の通りでした。 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 茨城 栃木 新潟 富山 石川 福井 山梨 長野 静岡 三重 滋賀 和 歌山 島根 岡山 広島 山口 徳島 高知 福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島

- ※1「審査員特別賞『地方創生枠』」の名称を「地域特別賞」に変更いたしました。
- ※2 COVID-19 パンデミックに伴い、2019 年度・2020 年度の派遣は取り止めとなりました。



担当国一覧

【会議A】

国名	学校名
Algeria	江戸川学園取手高等学校
Argentina	海城中学高等学校
Bangladesh	早稲田大学本庄高等学院
Belgium	頌栄女子学院高等学校
Botswana	奈良県立青翔高等学校
Brazil	茗溪学園高等学校
Canada	新潟県立直江津中等教育学校
Chile	開智高等学校
China	立命館高等学校
France	札幌日本大学高等学校
Germany	駒場東邦高等学校
Greece	南山高等学校女子部
India	鹿児島県立甲南高等学校
Indonesia	聖心女子学院高等科
Iran	高水高等学校
Japan	灘高等学校
Kenya	帝京高等学校
Luxembourg	栃木県立佐野高等学校
Mexico	筑紫女学園高等学校
Nigeria	桐蔭学園高等学校
Republic of Korea	神戸大学附属中等教育学校
Russian Federation	岡山県立倉敷青陵高等学校
South Africa	立教池袋高等学校
Thailand	兵庫県立兵庫高等学校
United Arab Emirates	鹿児島県立鶴丸高等学校
United Kingdom	清教学園高等学校
United States of America	田園調布学園中等部高等部

【会議 B】

国名	学校名
Algeria	富士見高等学校
Argentina	東洋英和女学院高等部
Bangladesh	山形県立山形東高等学校
Belgium	神戸女学院高等学部
Botswana	田園調布雙葉高等学校
Brazil	麻布高等学校
Canada	東京都立両国高等学校
Chile	宮城県仙台二華高等学校
China	不二聖心女学院高等学校
France	北海道札幌東高等学校
Germany	大阪府立天王寺高等学校
Greece	北海道帯広柏葉高等学校
India	浅野高等学校
Indonesia	大阪府立春日丘高等学校
Iran	東京都立八王子東高等学校
Japan	新潟明訓高等学校
Kenya	鹿児島純心女子高等学校
Luxembourg	桐蔭学園中等教育学校
Mexico	東京学芸大学附属国際中等教育学校
Nigeria	渋谷教育学園渋谷高等学校
Republic of Korea	大妻高等学校
Russian Federation	ラ・サール高等学校
South Africa	さいたま市立浦和高等学校
Thailand	東京都立日比谷高等学校
United Arab Emirates	久留米大学附設高等学校
United Kingdom	女子学院高等学校
United States of America	岡山龍谷高等学校

特別講演

国連事務次長 軍縮担当上級代表 中満 泉前 国連日本政府代表部大使 星野 俊也

本年度は、開会式にて国連事務次長・軍縮担当上級代表の中満様と前国連日本政府代表部大使の星野様よりビデオメッセージをいただきました。ビデオメッセージでは、昨今の国際社会における課題点に関するお話や会議に出場する高校生へのエールを賜りました。中満様からは、国連における軍縮の問題の難しさや、若い世代が軍縮をはじめとする多くの国際的な課題と向き合うことの重要性を、星野様からは、困難な中にあっても会議準備を頑張り今大会に出場できたことに対するねぎらいのお言葉を頂戴しました。画面越しではありましたが、国際社会の第一線で活躍してこられてきた方々の話に、高校生たちは真剣に聞いていました。





ユネスコ・アジア文化センター (ACCU) からのメッセージ

国際教育交流部 小澤華木

公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター(ACCU)は、グローバル・クラスルーム日本委員会とともに高校模擬国連事業を推進しております。本大会を運営するにあたり、「次世代の国際人/グローバルな人材を育成する」という趣旨にご理解・ご賛同をいただいた企業様・団体様にこの場を借りまして改めて深く御礼申し上げます。

本大会には、全国 33 都道府県の高等学校より 140 校 219 チームの高校生がご応募くださいました。惜しくも書類選考により当日模擬国連への参加が叶わなかった高校生にとりましても、コロナ禍でのこの挑戦は、多くの学校行事等が延期や中止にならざるを得ない中で、目標をもつことの楽しさやそこへ向かうプロセスが己を成長させることを、例年以上に感じる機会となったのではないでしょうか。

当日はオンライン会議ツールの一つである Zoom を用いての開催となりましたが、物理的に人が集まることが難しい状況を決して悲観せず、新しい様式での模擬国連に果敢に挑戦してくださった参加者の皆さんには改めて敬意を表したいと思います。現在の高校生の皆さんは「Z世代」と呼ばれるように、デジタルネイティブであることは言うまでもありません。そのデジタルネイティブの皆さんにとって、コロナ禍あるいはコロナ後の世界を生きていくために必要なことは何でしょうか。今回の模擬国連では、離れた場所にいてもお互いに議論を交わすことができ、また様々なツールを駆使すれば画面超しに資料を共有することも容易になりました。他方、他の参加者と直接会って話したいと改めて感じた方も多かったのではないでしょうか。このようにデジタルツールを賢く利用しつつ、例え地球の反対側の人々に起きていることを画面超しに容易に見聞きし、その状況に関するデータを読み取ることができたとしても、そこに生きる一人ひとりの人間が感じている痛みや喜びにも思いを寄せられる人でいるために、この模擬国連がお役にたてることを願ってやみません。

最後になりますが、本大会の開催にあたりご尽力いただいた関係各位の皆様に心より御礼申し上げます。今後もACCUは、次世代の人材育成、若者が国境を越えてともに学びともに成長する機会を創出するため、精一杯努めてまいります。引き続き、ご支援・ご協力を何卒宜しくお願いたします。

グローバル・クラスルーム日本委員会

(2021年1月現在 敬称略、順不同)

【アドバイザー】

明石 康 (特別顧問)

(元国連事務次長/公益財団法人国立京都国際会館理事長)

【役員】

星野 俊也 (議長)

中満 泉

(日本模擬国連 OB/大阪大学大学院国際公共政 策研究科 教授)

(日本模擬国連 OG/国連事務次長および国連軍 縮担当上級代表)

紀谷 昌彦

(日本模擬国連 OB/在シドニー総領事)

柿岡 俊一

竹林 和彦

(埼玉県立浦和西高等学校教諭)

(早稲田実業学校教諭)

米山 宏

(公文国際学園中高等部教諭)

【理事会】

小寺 圭吾 (理事長)

井原 涉 (研究主任)

(早稲田大学政治経済学部国際政治経済学科3年)

(東京大学工学部航空宇宙工学科3年)

小塚 慶太郎 (事務主任)

(立教大学経営学部経営学科3年)

谷本 莉子 (広報主任)

(慶應義塾大学文学部人文社会学科倫理学専攻2年)

荒井 ひかり (研究)

(上智大学経済学部経済学科3年)

柿﨑 瑞穂

(東京大学前期教養学部文化三類2年)

小倉 夏子

(上智大学国際教養学部2年)

伊藤 駿介

(明治大学政治経済学部政治学科2年)

小林 妃奈

(慶應義塾大学法学部政治学科2年)

小牧 薫子

(東京大学前期教養学部文科一類2年)

花井涼平

(慶應義塾大学法学部法律学科2年)

川崎莉音

(東京大学教養学部文科一類1年)

鴛海 晶

(東京大学法学部第2類4年)

渡邊 玲央

(東京大学前期教養学部文科三類2年)

髙田陽一郎

(慶應義塾大学環境情報学部1年)

関連リンク

グローバル・クラスルーム日本委員会 / Japan Committee for Global Classrooms https://jcgc-mun.org

公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター http://www.accu.or.jp

【お問い合わせ】

グローバル・クラスルーム日本委員会 contact@jcgc-mun.org



編集・発行 グローバル・クラスルーム日本委員会

公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター

発行年月日 令和3年3月